

標 題：

ISMコード船舶審査における
会社からの立会者について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 299

Date : 平成11年2月10日

関係船主、船舶管理会社 各位

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本会「船舶安全管理システム規則実施要領」の一部を以下の通り改正し、本年1月1日から施行しておりますので、お知らせ致します。従来、船舶審査においては会社からの立会をお願い致しておりましたが、本改正に伴い、船長以外の本船乗組員の中から適任者を「立会者」としてご指名頂くことも可能となりましたので、念のため申し添えます。

改正の内容

船舶安全管理システム規則実施要領(改正)

5章 船舶の審査

5.1.4 船舶審査

- 2「船舶審査においては、船長及び会社からの立会者の立会の下で審査を実施する。」を
「船舶審査においては、会社が指名した立会者の立会の下で審査を実施する。」に改めた。
- 3「審査員は審査終了時に、その結果を船長並びに会社からの立会者に報告する。」を
「審査員は審査終了時に、その結果を船長及び会社が指名した立会者に報告する。」に改めた。

本件に関し、ご不明な点がありましたら、本会船舶管理システム審査室 (Tel: 03-5226-2034/
Fax: 03-5226-2030) までお問い合わせください。

敬具

ClassNK

財団法人日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。